

みんなで取り組む

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法

令和6年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の内容が新しくなり、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が法的義務となりました。一人一人が障がいについて理解し、障がい者に対する差別のない、豊かな社会づくりにみんなで取り組みましょう。



法律の目的

国や都道府県・市町村といった行政機関や、会社やお店などの事業者が、「障がいを理由とする差別」をなくすための措置を定め、それを実施することで、障がいがある人もない人もわけへだてなく、みんながお互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的としています。



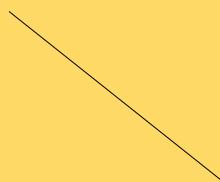
個人事業者や非営利事業者も対象です

事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。



対象となる障がいのある人とは

障害者基本法で定められているすべての障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい＜発達障がいを含む＞、そのほか心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人）です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。



| | ふ と う さ べつてきとりあつか 不当な差別的取扱い | しょう しゃ 障がい者への ごう り てきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供 |
|----------------------------------|---|--|
| ないよう 内容 | しょう ひと たい せいとう 障がいのある人 に 対して、 正当な りゆう ていきょう きよひ せいげん 理由なくサービスの 提供を拒否・制限 することです。 | しょう ひと しゃ こうう 障がい者への合理的配慮に欠ける行為 とは、障がいのある人の社会生活における こうどう さまた しゃかいきしおへき と のぞ 行動を妨げる社会的障壁を取り除く はいりよ おこた ふたん 配慮を怠ることです。負担になりすぎな はんい こべつ たいおう もと い範囲で、個別の対応をすることが求め しょう ひと られ、障がいのある人からなんらかの はいりよ もと いし ひょうめい 配慮を求める意思の表明があつたにもか たいおう さべつ かわらず、対応しないことは差別にあたり ます。 |
| さべつ 差別 となる ぐたいれい 具体例 | <p>✗ 障がいがあるという りゆう 理由で、スポーツクラ ブやサークルへの入 かい いんしょくへん にゅうてん 会、飲食店への入店 ことわ を断られた。</p> <p>✗ アパートを借りる際 しょう に障がいがあること つた か を伝えたら、貸すこ とが でき ないと けいやく ことわ 契約を断られた。</p> | <p>✗ の もの の さい て だす 乗り物に乗る際に手助 ねが けをお願いしたのに、 しょくいん ひつよう えんじょ 職員から必要な援助 う を受けられない。</p> <p>✗ ひつだん ぶんしょう よ あ 筆談や文章の読み上 ていねい げ、ゆっくりと丁寧な せつめい きぼう 説明などを希望したの はいりよ に配慮してもらえた い。</p> |
| ぎょうせい き かん 行政機関 | きんし 禁止 | ほうてき ぎ む 法的義務 |
| じ ぎょうしゃ 事業者 | きんし 禁止 | れいわ ねん がつ にち 令和6年4月1日～ どうりょく ぎ む 努力義務 ⇒ 法的義務 |

しょう しゃ さ べつ かん そだんまどぐち たかまつ し しょう ふく し か
障がい者差別に関する相談窓口 **高松市障がい福祉課**

たかまつ し ばんちょういっちょう め ばん ごう
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話 (087) 839-2333 FAX (087) 821-0086

